

カルテ等開示 のご案内


診療情報の提供は、医療従事者の重要な責務であります。
診療情報を積極的に患者様に提供し、医療提供者と患者様とが
診療情報を共有することによって、両者の有効な関係を築き、
より質の高い開かれた医療を目指すことを目的としています。


提供する診療情報の範囲

- ・診療録(カルテ)・看護記録
- ・検査記録 ・処方内容
- ・検査結果報告書
- ・エックス線写真 等

診療を目的として
病院が作成した記録

申請することができる方

 **患者様本人**
※ただし、合理的判断ができない
状態にある場合は除外します。

 **患者様本人以外の方**
(ア) 禁治産者の法定代理人
(イ) 未成年者の法定代理人
(ウ) 実質的に患者様のケアを行なっ
ている親族の方、又はそれに準じる方
※ただし、上記イ、ウの場合は、患者様が15歳以上で
合理的判断ができない状態にある場合を除き、当該
患者様の同意を必要とするものとします。

手続き

1 「カルテ等診療情報提供申込み書」
を記載の上、身分証明書(免許証等)
と印鑑をお持ちになり、受付へ提出
して下さい。
●受付時間：月～金 8:30～17:30
土 8:30～12:30

2 お申込み頂いた日の翌日から起算
して14日以内に、提供の可否等
について決定し通知致します。

費用

閲覧や口頭による説明については無料とし、
写しを交付する場合は、実費をお支払い頂きます。

閲覧、口頭による説明 **無料**
写しを交付する場合 **実費**

カルテコピー代	1枚	10円 (消費税別)
フィルムコピー代	1枚	800円 (消費税別)

